

## 使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

最低賃金制度は、働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額）を保障することにより、労働条件の改善を図ることを目的とするものです。年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。最低賃金には、「大阪府最低賃金」と、特定の産業の労働者を対象とする「特定最低賃金」とがあります。

詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課（電話06-6949-6502）または最寄りの労働基準監督署にお問合せください。

また、大阪労働局のホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

[http://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/jirei\\_toukei/saitei\\_chingin/saitei.html](http://jsite.mhlw.go.jp/osaka-roudoukyoku/jirei_toukei/saitei_chingin/saitei.html)

最低賃金の件名		時間額	発効年月日
大阪府最低賃金		936円	平成30年10月1日
特定最低賃金	塗料製造業	948円	平成30年12月1日
	鉄鋼業	946円	
	非鉄金属製造 関連産業	937円	
	機械・金属製品製造 関連産業	939円	
	自動車・同附属品 製造業	941円	
	電気機械器具製造 関連産業	937円	
	自動車小売業	937円	

### 賃金引上げを応援します！

- ・業務改善助成金（平成30年度）（中小企業向け）

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定額以上上げた場合、その費用の一部の助成を受けることができる制度です。

（なお、平成30年度の交付申請期限は、平成31年1月末日までです。）

大阪労働局 雇用環境・均等部 企画課 助成第一係 ☎ 06-6941-4630

- ・キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）（中小企業以外も利用可能）

全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。

大阪労働局 助成金センター ☎ 06-7669-8900

- ・大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター（平成30年度）

働き方改革に積極的に取り組む中小企業等事業者の皆様を支援する相談窓口を設けております。「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」などの相談等も行っております。

受付（本所・出張所とも）月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※土日祝祭日を除く

【本所】☎ 0120-791-149

【堺出張所】☎ 0120-601-144

<http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-oosaka/>